

特許庁委託事業
模倣対策マニュアル

香港編

2014年3月



JETRO

第4節 著作権保護

序

香港では、著作権は、著作権条例法（CAP. 528）（以下、「著作権法著作権条例」）および著作権侵害禁止条例法（CAP. 544）の下で保護される。

著作権は、アイデア自体よりもむしろアイデアの形式および表現を保護することにより創造性を保護する。著作権の保護は、創造性を奨励し、見返りとして、創作から生じる公益を提供する。

著作物の種類

著作権は、各種の著作物に具体的に分類される、即ち：

- 言語、演劇、音楽又は美術の著作物
- 録音物、映像、放送、又は有線プログラム、並びに
- 刊行物編集の版面

言語の著作物には、単なる書籍以上のものが含まれる。文字通り、著作物は、書かれ、話され又は歌われた著作物であり、その内容の選択又は編集という理由で知的創作物に相当するデータ又はその他の資料の編纂も含まれる。コンピュータ・プログラムおよびコンピュータ・プログラムのための予備的設計も言語の著作物とみなしうる。¹⁸⁰

演劇の著作物は、舞踏又は無言劇を含み、上演されうるものである。¹⁸¹

音楽の著作物は、音楽から成り立つが、歌われ若しくは話されることを意図される言葉又はその音楽と一緒に演じられる動作は除外される。¹⁸²

美術の著作物は、芸術性に関係なく絵画、図面、図表、地図、グラフ若しくは平面図、又は版画、写真、彫刻若しくはコラージュ、建物若しくは建物の模型である建築作品又は芸術的技能の作品といったグラフィックワークを含む。¹⁸³

著作権条例はまた、実演家とその各種実演権に保護を与える。

著作権者の権利

著作権者は、その著作物を利用する排他的権利を有する、特に：

- その著作物を複製する権利
- その著作物を公衆に譲渡する権利

¹⁸⁰ 著作権条例 4 条

¹⁸¹ 著作権条例 4 条

¹⁸² 著作権条例 4 条

¹⁸³ 著作権条例 5 条

- その著作物の複製物を公衆に貸与する権利
- その著作物の複製物を公衆の利用に提供する権利
- その著作物を公に上演する、見せる又は演奏する権利
- その著作物を放送する又は有線放送サービスに包含する権利、あるいは
- その著作物を翻案する権利¹⁸⁴

著作権者は、第三者が二次元著作物の三次元複製物を作成する又は三次元著作物の二次元複製物を作成することを阻止できる。

さらに、言語、劇、音楽又は美術著作物の著作者および映像の製作者は、著作者又は製作者として氏名表示を受ける権利を有する。かかる権利は「著作者人格権」として知られ、その著作物を販売する、貸与する等といった経済的権利とは明確に異なる。¹⁸⁵

実演家も、著作者人格権の他、承諾なくその実演の利用を禁ずる実演権利を有する。

登録不要

著作権は、著作者によってその著作物が創作された時点で発生する自動的権利である。著作権保護を受けるためにその著作物を登録する必要はない。そのため、権利行使の目的や、著作権侵害の訴えに対し防御する上でも有用な証拠となるため、著作権者は創作過程を記録しておくことが推奨される。

1 香港におけるベルヌ条約の実施状況

文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約は、締約国が他の締約国からの著作権を自国国民の著作権を認める場合と同様の方法で認めることを規定している。

ベルヌ条約はまた、最低限の著作権保護基準を規定している。著作権がベルヌ条約の下で保護を受けるために公式的な登録は不要である。いったん著作物が一の締約国で公表されると、それは保護される。

香港、日本ともにベルヌ条約の適用を受ける。

¹⁸⁴ 著作条例 22 条

¹⁸⁵ 著作権条例 89 条

2 一般規則

所有権

一般に、著作物の第一権利者は著作者、即ちそれを創作する者である：¹⁸⁶

- 録音物 – 製作者
- 映画の場合- 製作者および製作責任者¹⁸⁷
- 放送番組 - 放送事業者
- 有線プログラムサービス- 同有線プログラムサービス事業者
- 刊行物編集の版面 – 出版社

二人以上の者が共働し、各著作者の貢献が明確に区別できない場合、その著作物は共同著作とすることができる。¹⁸⁸

従業者が職務の過程で言語、演劇、音楽、美術の著作物又は映像を創作する場合、その著作物の第一著作権者は当該使用者である（別段の合意がある場合にはそれに従う）。

製作が依頼され、著作者と製作依頼者との間で著作権の所有について明示的に規定する合意が交わされている場合には、当該合意に従う。但し、明示的合意がない場合であっても、当該製作を依頼した者は、創作時点で想定し得たあらゆる目的のためにその著作物を利用する排他的実施権と、当該著作物の利用を制限できる権限を有する。¹⁸⁹

保護期間

著作権の保護期間は、著作物の種類による。

一般に、言語、演劇、音楽および美術の著作物は、著作者の死後 50 年間保護される。著作者が不明の場合には、その著作物が最初に製作された歴年の末から 50 年又はその著作物が提供されてから 50 年で満了する。共同著作物の場合には、著作権は最後の著作者の死後 50 年で満了する。¹⁹⁰

¹⁸⁶ 著作権条例 13 条

¹⁸⁷ 著作権条例 11 条

¹⁸⁸ 著作権条例 12 条

¹⁸⁹ 著作権条例 15 条

¹⁹⁰ 著作権条例 17 条

録音物は、最初に製作された暦年から 50 年間又は最初に発表された日から 50 年間保護される。¹⁹¹

映画は、製作責任者、脚本家、台本の著作者または当該映画用に創作および使用される音楽の作曲家の最後の者が死亡した暦年の末から 50 年間まで保護される。¹⁹²

放送番組および有線プログラムは、当該放送が製作された又は当該プログラムが有線プログラムサービスに包含された暦年の末から 50 年間保護される。¹⁹³

版面については、著作権は、版面が初めて出版された暦年の末から 25 年目に満了する。

「著作者存命期間プラス 50 年間」という著作権期間は、香港の主要な貿易相手国が定める期間（著作者存命期間プラス 70 年間というケースが多い）より短い点に留意すること。但し、死後 50 年間という規定は中国本土と一致している。

3 保護規準と制限

著作権が存在するためには、当該著作物は以下の要件を満たさなければならない。

- 独創的であること
- 書面その他で記録されていること
- 著作権条例に定める著作物の分類に該当すること、並びに
- 適格要件を満たす著作者によって創作されること、又は著作物が香港若しくは他所で公表されていること¹⁹⁴

著作権条例が定める適格要件は極めて広範である。適格要件を満たすためには、著作者は、実質的な時期に、香港もしくは他所に定住する個人若しくは居所を置く権利を有する者又はその国、領域あるいは地域の法に基づき設立された法人でなければならない。¹⁹⁵ 著作者の国籍又は公表地に関する制限はない。

¹⁹¹著作権条例 18 条

¹⁹²著作権条例 19 条

¹⁹³著作権条例 20 条

¹⁹⁴ 著作権条例 177 条

¹⁹⁵ 著作権条例 178 条

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル香港編

[著者]

Bird & Bird

Matthew Laight

David Allison

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2014 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。